

「農協の課題」

1. 農協組織の変化

- (1) 農協は、農業者の団体としてこれまで日本の食料供給において大きな役割を果たしてきた。
- (2) 社会が変化するなかで、農協も自らを大きく変貌させ、組織・事業共に戦後設立時とは大きく異なったものとなっている。

近年、農協が行ってきた組織改革と変容を一言で言えば、農協の「金融機関化、地域組合化、株式会社化」の進展である。すなわち、①信用事業を先行させた農協改革による農協の金融機関化と全国連支配の強化、②准組合員・非農業者の増加による地域の組合としての性格の強化、③事業毎の子会社化・株式会社化（協同組合的性格の希薄化）の進展である。これらはある意味脱農化の進展でもある。

2. 農協の農業振興への取り組み

本来、農協の目的は、「農業生産力の増進」及び「農業者の経済的社会的地位の向上」を図り、もって「国民経済の発展に寄与すること」にある（農協法1条）。

個別の農協には独自の農業振興への取り組み事例が見られるものの、農協全体としての農業の発展や農業振興への取り組みに関しては、その姿勢も含めいくつかの懸念される事項がある。

- (1) 「農業を底支えするような農業ビジョン」は語られるが、農業生産力の向上や農業発展、所得の向上など「成長させるための農業ビジョン」については語られることがない。
- (2) 「農業者の所得や経済的地位の向上」を図るには、例えば、市場指向型農業、農産物輸出への積極的な取り組み、営農・販売事業の再編、他産業との連携（ノウハウ・人材の活用）の推進などが必要と考えられる。だが、市場原理の導入をはじめ、これらに関しては概して否定的であり、「農業生産力の増進」実現への認識が弱い。
- (3) 「農業生産力の増進」に不可欠と考えられる「経営形態のあり方」や「経営感覚のある人材」「担い手の確保」等に関する認識が弱い。農業人材を確保するには、株式会社の参入も含め、広く国民に開かれた関係を構築し、農業生産力の向上をはかるべきと考えるが、これらに対しては消極的であり否定的でさえある。
- (4) 「稲作偏重・米価維持・生産調整重視」「行政下請け」体質が根強く、市場原理への否定的意識を醸成し、かつ政治的働きかけや政官業のトライアングルを維持するための根拠に利用している。

こうした事態に対し、農協には何らかの見解や説明、さらには対応が求められる。

3. 農協の農村振興への取り組み

農協は、相互扶助・協同に依拠した地域マネジメントに、「地域暮らし戦略」として主に都市農協や平地農村の農協で前向きに取り組んでいる。本来の協同組合的關係による地域マネジメントは、中山間地や山間地農村でより強く期待されており、これに如何に応えるかが課題となっている。

4. 農協法の改正等の論点

農協事業や組織形態において、農協法で想定された状況とは大きく乖離している状態にあることを踏まえ、広い国民への説明や、さらには矛盾を解消するため、法律改正も視野に入れた農協のあり方に関わる国民的議論を喚起するよう努めるべきである。

その際には、食の安定的確保、農業振興・成長産業化、農村の地域マネジメント等への取り組みに対し、前向きでかつ真に適合的な組織であるかを含め、あるべき農協像が明確にされる必要がある。

次の諸点は現行農協法との乖離が著しくなっており、早急に検討すべきである。

- (1) 「農業者の協同組織」という「組織規定」に関して：農業者（専業農家、兼業農家等）より非農業者の准組合員の方が多き組織の現状を踏まえ、「農業者」の組織であることをどのように理解すればいいのか。
- (2) 農協の「組合員資格」に関して：利用者の経営参加を基本理念とするのが協同組合だが、現に経営に参加していない利用者（＝准組合員）にどう対応するのか。准組合員の「議決権」、すでに農業者ではない正組合員資格、員外利用等をどう考えるのか。
- (3) 農協の「目的規定」に関して：「農業の生産力の増大」にいくつかの懸念が生じる中、農協は、総合事業と称して「ゆりかごから墓場まで」の多目的事業を展開しているが、本末転倒とはならないか。また、「農村地域に資する協同組合」等、公共性、共同性の視点に立った目的の定立は必要ないのか。その際「食料・農業・農村基本法」との整合性を如何に考えるか。

5. 新たな農協の役割と事業や組織のあり方の検討

農協の事業・組織の大幅な変貌を踏まえ、今日において農協の本来的に果たす役割や、新しい時代にあった農協の有り方（新たな農協の制度設計）の検討が強く求められている。

以 上